

重要事項説明書

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

当事業所はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

目次

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1、事業者 | 8、身体的拘束等の原則禁止 |
| 2、事業所の概要 | 9、相談窓口・苦情の受付について |
| 3、事業実施地域及び営業時間 | 10、運営推進会議の設置 |
| 4、職員の配置状況 | 11、協力医療機関、バックアップ施設 |
| 5、当事業所が提供するサービスと利用料金 | 12、事故発生時の対応、非常災害時の対応 |
| 6、虐待防止の措置について | 14、非常災害・感染症対策 |
| 7、業務継続計画の策定等について | 13、サービス利用にあたっての留意事項 |

1、事業者

- (1) 法人名 福山医療生活協同組合
- (2) 法人所在地 広島県福山市木之庄町二丁目7番地の2
- (3) 電話番号 084-973-2280
- (4) 代表者名 服部融憲
- (5) 業務の概要 医療福祉事業 事業数7か所

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能居宅介護
平成27年 3月 1日指定 福山市 3491501577号
- (2) 事業の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用
者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的
として、看護サービス、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを
柔軟に組み合わせ、療養上の管理の下にサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 福山医療生活協同組合 看護小規模多機能しあわせ
- (4) 住所 福山市木之庄町三丁目6番10号
- (5) 電話番号 084-921-5511
- (6) 事業所長(管理者)氏名 片山小百合
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう
地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況
希望及びその置かれている環境を踏まえて、看護サービス、通いサービス
訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより
療養上の管理を行いながら暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成27年3月1日
- (9) 登録定員 29人
(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊	個室	9室	
居間兼食堂		61.03㎡	
浴室	浴室	個室浴室:3.06㎡ 機械浴室:10.34㎡	
消防設備		消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知機設備 誘導灯	
送迎車両		軽四1台、リクライニング車いす可能な車両2台	
介護用ベッド・静養ベッド		介護:9台 静養:3台	
その他		吸引器・血圧計・聴診器・体温計・パルスオキシメータ エアーマット等	

* 上記は、福山市が定める基準により指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福山市内(中央2)

* 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9時30分～16時30分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 16時30分～9時30分

* 受付・相談については、9時～17時でお願いします。

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤		職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1人	(常勤兼務)	事業内容調整 従業員の管理
2. 介護支援専門員	1人以上		サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	8人以上	(常勤換算)	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	2.5人以上	(常勤換算うち1名 常勤専従)	健康チェック等の医務業務
5. その他職員	1人以上	(各職種1名以上)	リハビリテーション・栄養管理・清掃ほか

* 常勤換算: 職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間: 8:30～17:00
2. 介護支援専門員	勤務時間: 8:30～17:00
3. 介護職員	勤務時間: ①6:30～15:00 ②7:30～16:00 ③8:30～17:00 ④9:30～18:00 ⑤10:30～19:00 ⑥11:30～20:00 夜間の勤務時間: 17:00～9:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間: 8:30～17:00(24時間対応体制をとります)

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)</p> <p>(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)</p> |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7割又は8割・9割(負担割合証の基準による)が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

(サービスの概要)

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練

を提供します。

- ①食事
 - ・食事の提供及び食事の介助をします。
 - ・調理場で利用者が調理をすることができます。
 - ・食事サービスの利用は任意です。
- ②入浴
 - ・入浴または清拭を行います
 - ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
 - ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③排せつ
 - ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
- ④機能訓練
 - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤看護サービス
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
 - ・主治医と連携し、療養上の管理を行います。
- ⑥送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問看護サービス 主治医と連携し自宅においても療養上の管理を行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な物品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ②飲酒及びご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ③その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(サービス利用料金とその他の費用)

通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額となります。

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

- * 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により複合型サービス居宅介護計画に定められた期日よりも利用が少なかった場合、または、看護小規模多機能居宅介護計画に定められた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はいたしません。
- * 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日……利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した日。
登録終了日……利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご契約に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます
宿泊は1泊につき2000円 食事は朝食300円、昼食600円、夕食600円を別途いただきます。
この他、日常生活において通常必要になるものにかかる費用で実費をいただく場合があります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
(加算については、別紙を参照ください)

イ) 費用の支払いについて

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けます。

ウ) 支払方法

現金、銀行口座振り込み、郵便振替または預金口座振替(自動払込み)により指定期日までに払い込んでいただきます。請求書は毎月15日までに発行いたします。入金が確認されたら領収書を発行いたします。

6. 虐待防止の措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者…管理者 片山 小百合
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町、又は地域包括支援センターに通報します。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時に体制で早期の業務再開を図るための計画(行う継続計画)を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

8. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合はその際の利用者の状況、やむを得ない理由を記録します。

9. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福山医療生活協同組合 看護小規模多機能 しあわせ お客様相談コーナー	電話番号	084-921-5511
	FAX番号	084-999-9901
	相談者(管理者)	片山 小百合
	対応時間	8:30~17:00(月曜日~土曜日)

- (1) 苦情を受けた場合、管理者はただちに利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の詳細を確認します。
- (2) 苦情の内容を確認した後、速やかに関係者を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- (3) 検討会議の結果をまとめ、速やかに具体的な対応を指示します。同時に利用者にも説明し必要な対応を行います。
- (4) 必要に応じ、関係機関に対し、報告を行います。
- (5) 苦情処理結果を台帳に記録します。又、再発防止に努めるよう全職員に徹底します。
- (6) 事業者は、苦情について、市、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合にはそれに従い必要な改善を行い、求めがあった場合には、改善内容を報告します。

- (広島県) 広島県国民健康保険団体連合会 苦情担当
電話番号 (082)-554-0783
FAX (082)-511-9126
- (福山市) 福山市介護保険課
電話番号 (084)-928-1166

10. 運営推進会議の設置

看護小規模多機能居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催いたします。会議の開催はおおむね2カ月に1回とします。運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し当該記録を公表いたします。

11、協力医療機関

協力医療機関として以下と契約しております。

医科協力医療機関	城北診療所	住所	福山市木之庄町二丁目7番2号
		電話番号	(084)923-8161
歯科協力医療機関	猪原歯科・ リハビリテーション科	住所	福山市多治米町五丁目28番15号
		電話番号	(084)959-4603

12、事故発生時の対応

- (1) 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

13、非常災害・感染症対策

看護小規模多機能型居宅介護の提供中、天災その他の災害の発生、および感染症発生・まん延した場合、職員は利用者の避難・隔離等適切な措置を講じる。
また、非常災害・感染症発生に備え、年2回の避難訓練をおこなう。

14、サービスの利用にあたっての留意事項

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため次のことにご留意ください。

- (1) お菓子、飴玉等食品の利用者間のやり取りはお控えください。
- (2) 故意に施設やその物品に損害を与え、また物品を持ち出すことはお断りいたします。
- (3) 金銭は持参されないようお願いいたします。

【重要事項説明の年月日】

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

当事業所は、看護小規模多機能居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地	福山市木之庄町三丁目6番10号
事業所名	福山医療生活協同組合 看護小規模多機能しあわせ
代表者名	理事長 服部融憲 印
説明者	印

私は、本書面において事業者から上記重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所	
氏名	印

代理人

住所	
氏名	印

